

令和元年度

第1回 豊山町国民健康保険運営協議会

日時 令和元年12月20日（金）午後1時30分

場所 豊山町役場 会議室4

生活福祉部 保険課 国民健康保険・医療係

<このページは空白です。>

目次

令和2年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】	- 1 -
1 平成29年度の国民健康保険運営協議会における答申事項について	- 1 -
（1）答申事項	- 1 -
（2）法定外繰入金の解消シミュレーション	- 1 -
（3）平成30年度以降の国民健康保険税率（案）	- 2 -
2 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果	- 3 -
（1）納付金等の概要	- 3 -
（2）納付金等算定の流れ	- 3 -
（3）納付金等の算定の仕組み	- 4 -
（4）市町村ごとの納付金の按分方法	- 5 -
（5）豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】	- 5 -
（6）豊山町の標準保険料率【仮算定結果】	- 6 -
3 法定外繰入金	- 7 -
（1）法定外繰入金について	- 7 -
（2）豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）	- 7 -
4 令和2年度の国民健康保険税率（案）	- 8 -
（1）国民健康保険税率（案）の考え方	- 8 -
（2）令和2年度の国民健康保険税率（案）	- 9 -
（3）国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額	- 10 -
（4）国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数	- 11 -
（5）国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション	- 11 -

令和2年度の国民健康保険税率（案）について【諮問事項】

1 平成29年度の国民健康保険運営協議会における答申事項について

平成29年12月27日に開催した第2回国民健康保険運営協議会において諮問した平成30年度以降の国民健康保険税率（案）について、答申された事項等は次のとおり。

(1) 答申事項

- ① 資産割の廃止については、廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止することが適当である。
- ② 平等割については、国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から令和2年度までは、平成29年度の税率を維持することが適当である。
- ③ 応能応益の割合については、概ね「55：45」になるように努めること。
- ④ 国保税率の改定については、法定外繰入金は国保被保険者以外の町民との負担の公平の観点から解消に導いていく必要がある一方、資産割廃止に伴う国保被保険者の急激な負担増を鑑みて、現在の賦課総額を平成30年度から令和2年度までは4%の増額に改定し、令和3年度から令和4年度までは5%の増額に改定することが適当である。

(2) 法定外繰入金の解消シミュレーション

賦課総額をH30年度～R2年度は4%増、R3年度～R4年度は5%増にすると、法定外繰入金は6年目で解消できる。

区分	H29年度税率 (H30年度も維持)	1年目 H30年度	2年目 H31年度	3年目 R2年度	4年目 R3年度	5年目 R4年度	6年目 R5年度
賦課総額（一般）※	370,350,000円	385,210,000円	400,090,000円	414,690,000円	433,360,000円	451,780,000円	467,469,000円
対H29年度	—	+14,860,000円 (+4.0%)	+29,740,000円 (+8.0%)	+44,340,000円 (+12.0%)	+63,010,000円 (+17.0%)	+81,430,000円 (+22.0%)	+97,119,000円 (+26.2%)
法定外繰入金	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
対H29年度	—	▲13,601,000円	▲27,207,000円	▲40,555,000円	▲57,530,000円	▲74,313,000円	▲97,119,000円

(※)平成29年10月末現在の被保険者データで試算

(3) 平成30年度以降の国民健康保険税率（案）

区分		H29年度		1年目		2年目		3年目	
		H30年度		H31年度		R2年度			
		税率	割合	税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	4.60%	58.3	5.21%	57.0	5.72%	56.0	6.26%	55.0
	資産割	19.90%		13.20%		6.60%		0.00%	
	均等割	17,800円	41.7	20,400円	43.0	22,400円	44.0	24,400円	45.0
	平等割	19,700円		19,700円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	1.70%	58.4	1.68%	56.9	1.87%	55.8	2.06%	54.9
	資産割	7.40%		4.90%		2.40%		0.00%	
	均等割	6,600円	41.6	6,600円	43.1	7,300円	44.2	7,900円	45.1
	平等割	7,000円		7,000円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	0.90%	53.8	1.17%	54.9	1.30%	55.0	1.43%	55.1
	資産割	4.50%		3.00%		1.50%		0.00%	
	均等割	6,000円	46.2	7,200円	45.1	7,600円	45.0	8,000円	44.9
	平等割	5,300円		5,300円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※1）		370,350,000円		385,210,000円		400,090,000円		414,690,000円	
対H29年度		—		+14,860,000円（+4.0%）		+29,740,000円（+8.0%）		+44,340,000円（+12.0%）	
調定額（一般）（※2）		337,300,000円		349,890,000円		362,580,000円		375,070,000円	
対H29年度		—		+12,590,000円（+3.7%）		+25,280,000円（+7.5%）		+37,770,000円（+11.2%）	
一人当たりの調定額		91,807円		95,234円		98,688円		102,088円	
対H29年度		—		+3,427円		+6,881円		+10,280円	

被保険者数（一般） 3,674人

（※1）平成29年10月末現在の被保険者データで試算 （※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

（注1）平成31年度～令和2年度の所得割及び均等割は当該年度の標準保険料率により変動する場合がある。

（注2）令和3年度以降の税率は、今後、標準保険料率が増加する可能性があるため未設定。

2 国民健康保険事業費納付金等及び市町村標準保険料率の仮算定結果

令和元年11月13日に愛知県から『国民健康保険事業費納付金等の仮算定結果』が示された。

(1) 納付金等の概要



(2) 納付金等算定の流れ

県全体の保険給付費（医療費）等を推計

↓ 県全体の公費等（療養給付費等負担金、前期高齢者交付金等）を加減算

県全体の納付金算定基礎額（市町村に割り振る納付金総額）

↓ 市町村ごとの納付金から控除される公費等（高額療養費負担金等）を加減算

市町村ごとの納付金額を算出

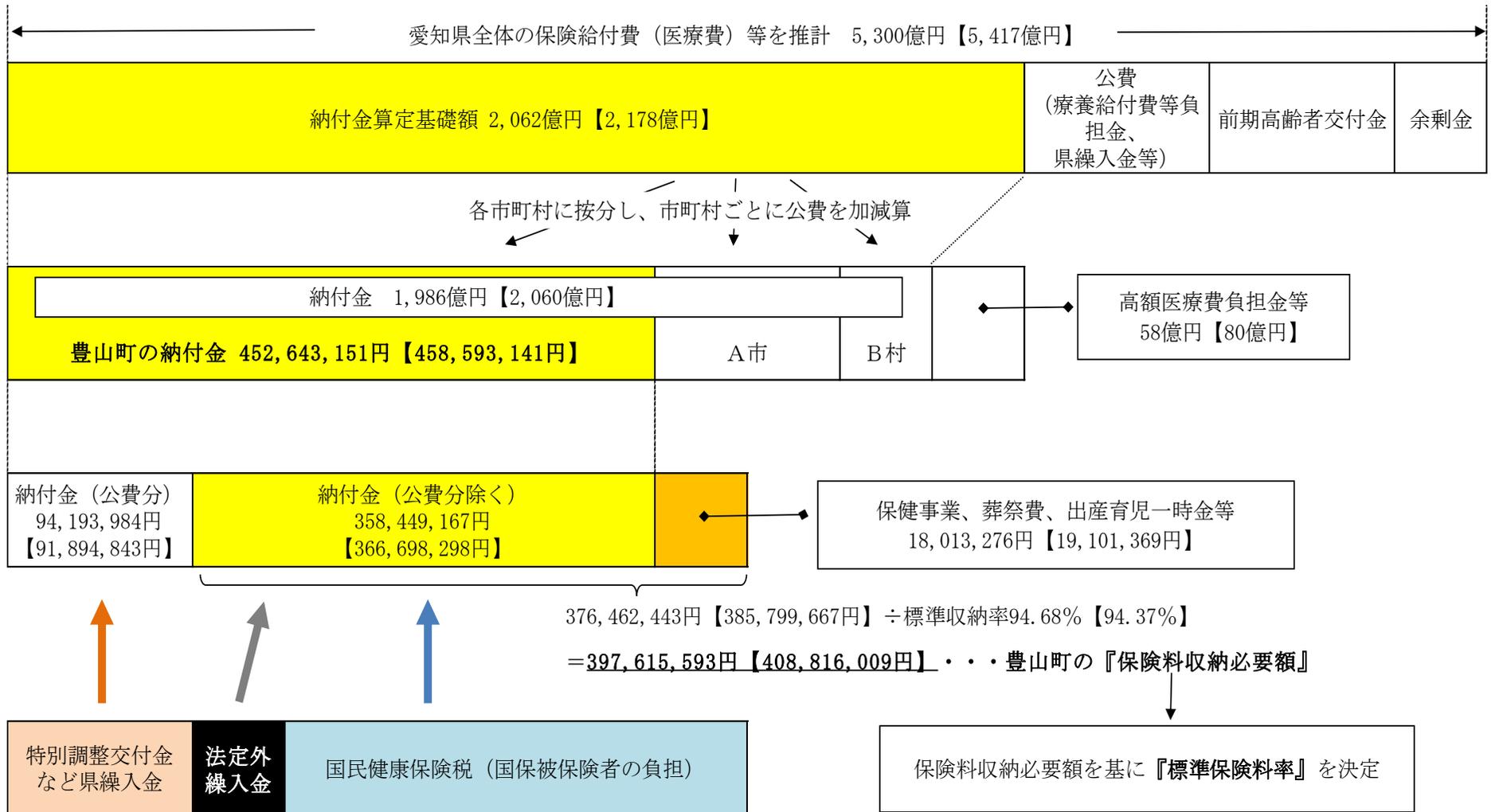
↓ 市町村ごとに交付される公費等（特別調整交付金等）を加減算

市町村ごとの保険料収納必要額

↓ 県統一の算定方式（3方式【所得割、均等割、平等割】）により収納率を加味して市町村ごとの標準的な保険料率を算定

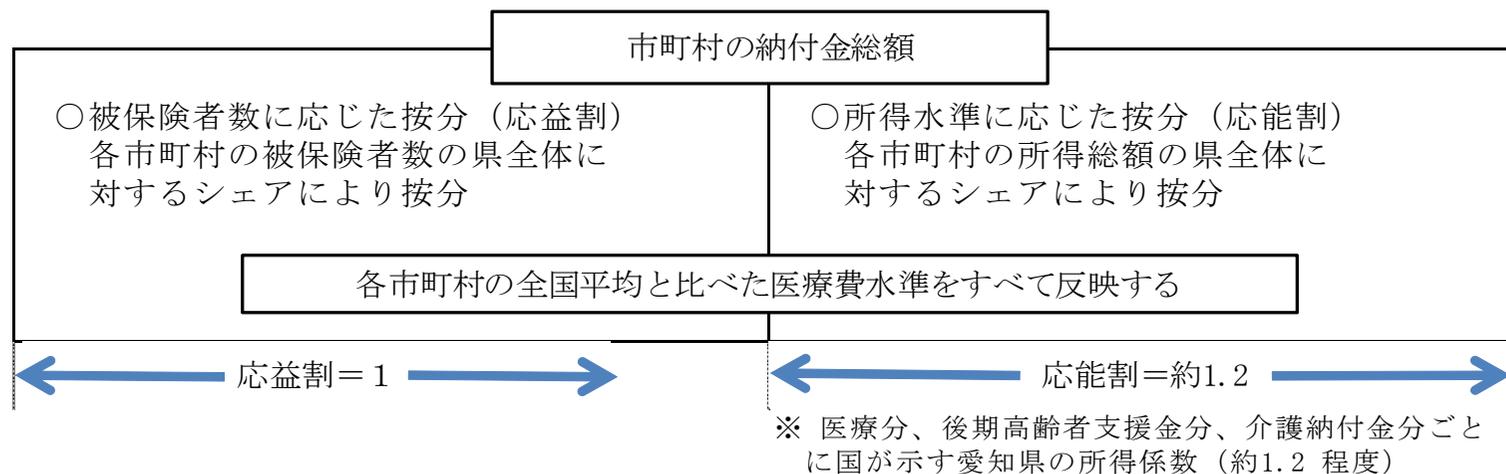
標準保険料率（県が市町村の参考となるよう示す保険料率）

(3) 納付金等の算定の仕組み



※上記は仮算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額で、【 】は昨年度の本算定結果（激変緩和措置後・退職分含まない）の金額

(4) 市町村ごとの納付金の按分方法



(5) 豊山町の国民健康保険事業費納付金【仮算定結果】

愛知県全体の納付金は平成30年度の決算剰余金の活用により前年度より約74億円減少した。また、豊山町の納付金は県の決算剰余金の活用に加え、激変緩和措置が行われたことにより、前年度より約600万円減少した。

しかし、一人当たりの納付金額は前年度より2,237円増加となった。

区分	仮算定結果 ①	本算定結果 (前年度) ②	前回との差 =①-②
豊山町の納付金（一般）（※）	452,643,151円	458,593,141円	▲5,949,990円
豊山町の一人当たりの納付金	137,875円	135,638円	+2,237円
愛知県全体の納付金（一般）	198,592,400,508円	205,971,253,570円	▲7,378,853,062円
愛知県全体の一人当たりの納付金	138,689円	137,978円	+711円

（※）愛知県に支払う金額

(6) 豊山町の標準保険料率【仮算定結果】

愛知県が示した標準保険料率（仮算定結果）により賦課総額を試算すると3億9,762万円となり、平成31年度の国保税率で試算した賦課総額（3億6,959万円）と比較すると2,803万円不足することになる。

区分		仮算定結果	応能応益割合	本算定結果 (前年度)	応能応益割合	H31年度 国保税率	応能応益割合
医療	所得割	5.93%	56.3	6.50%	54.7	5.72%	56.1
	資産割	-		-		6.60%	
	均等割	24,268円	43.7	26,356円	45.3	22,400円	43.9
	平等割	16,919円		18,715円		19,700円	
後期	所得割	2.09%	56.3	2.07%	55.1	1.87%	55.6
	資産割	-		-		2.40%	
	均等割	8,412円	43.7	8,308円	44.9	7,300円	44.4
	平等割	5,865円		5,899円		7,000円	
介護	所得割	2.05%	57.5	1.87%	57.3	1.30%	54.0
	資産割	-		-		1.50%	
	均等割	10,544円	42.5	9,776円	42.7	7,600円	46.0
	平等割	5,363円		4,642円		5,300円	
計	所得割	10.07%	/	10.44%	/	8.89%	/
	資産割	-		-		10.50%	
	均等割	43,224円		44,440円		37,300円	
	平等割	28,147円		29,256円		32,000円	
賦課総額（一般）（※）		397,620,000円		395,838,000円		369,590,000円	
対仮算定結果		-		▲1,782,000円		▲28,030,000円	

(※) 令和元年9月末現在の被保険者データで試算

3 法定外繰入金

(1) 法定外繰入金について

国保財政を安定的に運営していくためには、国民健康保険特別会計において収支が均衡していることが重要である。しかしながら、豊山町では単年度収支で赤字が発生している状況にある。

こうした赤字補填のためや保険税の負担緩和を図るためなどの理由により、決算補填等を目的とした法定外の一般会計繰入が行われており、豊山町では令和5年度までにその解消・削減に向けた取組を計画的に進めていく。

(2) 豊山町の法定外繰入金（5年間の決算額の推移）

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度（※1）
法定外繰入金 ①	167,067,000円	172,560,000円	125,294,000円	87,692,000円	72,482,000円	63,449,000円
歳入総額 ②	1,772,508,737円	1,989,719,973円	1,829,554,846円	1,817,041,779円	1,489,777,095円	1,474,830,000円
歳入総額に対する 法定外繰入金の割合（①/②）	9.4%	8.7%	6.8%	4.8%	4.9%	4.3%
加入者一人当たり（※2）	37,250円	39,633円	30,493円	23,156円	21,655円	18,741円

（※1）H31年度は当初予算額

（※2）加入者一人当たりは、法定外繰入金を年度平均の被保険者数で除した額

4 令和2年度の国民健康保険税率（案）

（1）国民健康保険税率（案）の考え方

令和2年度の国民健康保険税率（案）は、平成29年度の第2回国民健康保険運営協議会（平成29年12月27日開催）において答申された事項を踏まえ、次のとおり設定した。

① 資産割の廃止

廃止に伴う被保険者の国民健康保険税の急変を回避するため、3年間の経過期間を設けて廃止する。

令和2年度は3年目になるため、資産割は廃止とする。

② 平等割

国保世帯の負担増を回避するため、平成30年度から令和2年度までは、平成29年度の税率を維持する。

③ 応能応益の割合

概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を段階的（概ね3年間：平成30年度～令和2年度）に改正する。

令和2年度は概ね『55：45』になるよう所得割、均等割を改正する。

④ 賦課総額

県から示された国民健康保険事業費納付金や標準保険料率による賦課総額の試算結果を踏まえると、国保税による収入が1,200万円以上不足するため、令和2年度の賦課総額を上限4%として改定する。

(2) 令和2年度の国民健康保険税率（案）

令和2年度の国保税率（案）で試算した賦課総額は3億8,403万円（対H31年度比3.9%増）となり、愛知県が示した標準保険料率（仮算定結果）との不足額は、平成31年度と比較すると2,803万円から1,358万円と1,445万円縮小する。

区分		標準保険料率（仮算定）		H31年度（現行）		R2年度（案）	
		税率	割合	税率	割合	税率	割合
医療	所得割	5.93%	56.3	5.72%	56.1	6.20%	56.0
	資産割	—		6.60%		0.00%	
	均等割	24,268円	43.7	22,400円	43.9	24,400円	44.0
	平等割	16,919円		19,700円		19,700円	
後期	所得割	2.09%	56.3	1.87%	55.6	2.06%	55.7
	資産割	—		2.40%		0.00%	
	均等割	8,412円	43.7	7,300円	44.4	7,900円	44.3
	平等割	5,865円		7,000円		7,000円	
介護	所得割	2.05%	57.5	1.30%	54.0	1.43%	54.5
	資産割	—		1.50%		0.00%	
	均等割	10,544円	42.5	7,600円	46.0	8,000円	45.5
	平等割	5,363円		5,300円		5,300円	
賦課総額（一般）（※1）		397,620,000円		369,590,000円		384,037,000円	
対前年度		—		—		+14,447,000円（+3.9%）	
対標準保険料率		—		▲28,030,000円		▲13,583,000円	
調定額（一般）（※2）		359,590,000円		334,430,000円		346,747,000円	
対前年度		—		—		+12,317,000円（+3.7%）	
対標準保険料率		—		▲25,160,000円		▲12,843,000円	
一人当たりの調定額		107,437円		99,919円		103,599円	
対前年度		—		—		+3,680円（+3.7%）	
対標準保険料率		—		▲7,517円		▲3,837円	

（※1）令和元年9月末現在の被保険者データで試算

被保険者数（一般） 3,347人

（※2）調定額は賦課総額から軽減額を控除した額

(3) 国民健康保険税率改定に伴う各モデル世帯の影響額

モデル世帯	世帯数(割合) 全1,991世帯	H31年度 (現行)	R2年度	
				現行との 比較
1 ～39歳【1人世帯】 所得0万円(給与収入65万円以下) 固定資産税なし	56世帯 (2.8%)	16,800円	17,600円	+800円
2 40～64歳【1人世帯】 所得0万円(給与収入65万円以下) 固定資産税なし	105世帯 (5.3%)	20,600円	21,500円	+900円
3-1 65～74歳【1人世帯】 所得0円(年金収入120万円以下) 固定資産税なし	61世帯 (3.1%)	16,800円	17,600円	+800円
3-2 65～74歳【1人世帯】 所得0円(年金収入120万円以下) 固定資産税10万円	29世帯 (1.5%)	25,800円	17,600円	▲8,200円
4-1 65～74歳【1人世帯】 所得100万円(年金収入220万円) 固定資産税なし	96世帯 (4.8%)	107,200円	114,700円	+7,500円
4-2 65～74歳【1人世帯】 所得100万円(年金収入220万円) 固定資産税10万円	63世帯 (3.2%)	116,200円	114,700円	▲1,500円
5-1 65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円(年金収入320万円) 固定資産税なし	17世帯 (0.9%)	212,800円	230,200円	+17,400円
5-2 65～74歳夫婦【2人世帯】 所得200万円(年金収入320万円) 固定資産税10万円	7世帯 (0.4%)	221,800円	230,200円	+8,400円
6-1 40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円(給与収入443万円) 固定資産税なし	3世帯 (0.2%)	403,300円	437,400円	+34,100円
6-2 40～64歳夫婦+子2人【4人世帯】 所得300万円(給与収入443万円) 固定資産税10万円	1世帯 (0.1%)	413,800円	437,400円	+23,600円
7-1 40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円(給与収入568万円) 固定資産税なし	2世帯 (0.1%)	462,500円	502,600円	+40,100円
7-2 40～64歳夫婦+子1人【3人世帯】 所得400万円(給与収入568万円) 固定資産税10万円	3世帯 (0.2%)	473,000円	502,600円	+29,600円

世帯数は令和元年9月末現在

世帯数の抽出条件・・・所得：±50万円以内

固定資産税：±5万円以内

(4) 国民健康保険税率改定に伴う国民健康保険税増減額別の世帯数

R2年度国保税増減額（対H31年度）		世帯数（割合）	
増額	6万円以上	6世帯	(0.3%)
	4万円以上 6万円未満	48世帯	(2.4%)
	2万円以上 4万円未満	280世帯	(14.1%)
	2万円未満	1,263世帯	(63.4%)
	増額世帯計	1,597世帯	(80.2%)
増減なし		1世帯	(0.1%)
減額	2万円未満	299世帯	(15.0%)
	2万円以上 4万円未満	35世帯	(1.8%)
	4万円以上 6万円未満	25世帯	(1.3%)
	6万円以上	34世帯	(1.7%)
	減額世帯計	393世帯	(19.7%)
合計世帯数		1,991世帯	(100.0%)

※令和元年9月末現在の被保険者データで試算

(5) 国民健康保険税率改定後の法定外繰入金の解消シミュレーション

区分		H29年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
			H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
法定外繰入金 (※)	(計画)	97,119,000円	83,518,000円	69,912,000円	56,564,000円	39,589,000円	22,806,000円	0円
	(実績)	87,692,000円	72,482,000円	63,449,000円	48,329,000円			

(※) 法定外繰入金（実績）のH29,30年度は決算額、H31年度は当初予算額、R2年度はR2年度税率案で試算した当初予算額（案）